



# (仮称)和泉市自治基本条例だより



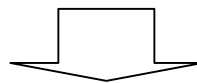
## 条例最終案提出

5月20日、第17回策定委員会にて委員長、副委員長から市長へ「和泉市自治基本条例 最終案」の提出を行いました。この最終案と議会作成による「第4章 議会・議員」に関する案をもとに市案を作成し、市長から7月の議会へ提出される予定です。(最終案の内容につきましては市ホームページ「(仮称)自治基本条例制定に向けて」をご覧ください。)

「和泉市自治基本条例 最終案」策定までの経過と、最終案の内容をお知らせします。

### ～自治基本条例 最終案策定までのあゆみ～

	和泉市の自治を考える懇談会	庁内検討委員会	H19 職員研究部会
構成員	学識経験者、公募市民、各団体の推薦者等計26人	副市長、総合計画各章の総括担当部長計7人	公募職員計18人
活動内容	各自の体験に基づきワークショップ形式で地域活動の問題、課題を検討、H19職員研究部会との意見交換及びH19職員研究部会報告書の検討、中間報告書の作成、公表、中間報告に対する意見募集をし、市長へ提言書の提出を行いました。	自治基本条例策定スケジュールの決定、進行管理を行いました。	自治基本条例全般に関する研究、自治を考える懇談会との意見交換、庁内検討委員会に報告書の提出を行いました。



	自治基本条例案策定委員会	H20 職員研究部会
構成員	学識経験者、自治を考える懇談会からの選出者、副市長、総合計画各章の総括担当部長計15人	公募職員計9人
活動内容	H20職員研究部会の作成したたたき台をもとに、素案、原案、最終案の検討及び決定を行いました。	H19職員研究部会からの申送り事項研究、自治を考える懇談会提言書の検討、素案、原案、最終案のたたき台を作成し策定委員会に提出しました。

その他、自治基本条例案作成にあたり、パブリックコメントの募集、意見交換会の開催などで広く意見を取り入れました。また、平成19年度には近畿大学理工学部久隆浩氏の講演・職員研修や「和泉市地方自治フォーラム」、平成20年度には市内4ヶ所で「和泉ふれあいフォーラム～自治基本条例を考えよう～」を開催し、自治基本条例についての周知、啓発を行いました。

～自治基本条例 最終案の内容～

**前文・第1章 自治基本条例の理念・目的** この条例は、市民が自治の担い手であることを確認し、自治に関する基本事項を明らかにするとともに、市民及び市民相互の協働並びに市民と行政との協働により、持続的に発展可能な地域社会を実現することを目的とします。(第1条目的)

**第2章自治の基本原則**

第2章では、前文及び第1章で定めた自治基本条例の理念・目的を達成するために、右記の4つの原則を設けました。

**第3章市民・事業者 第4章議会・議員 第5章市長・職員**

第3章から第5章では、自治の原則に基づき、市民や議会、行政などそれぞれの主体が担う役割、権利、責務を定めています。

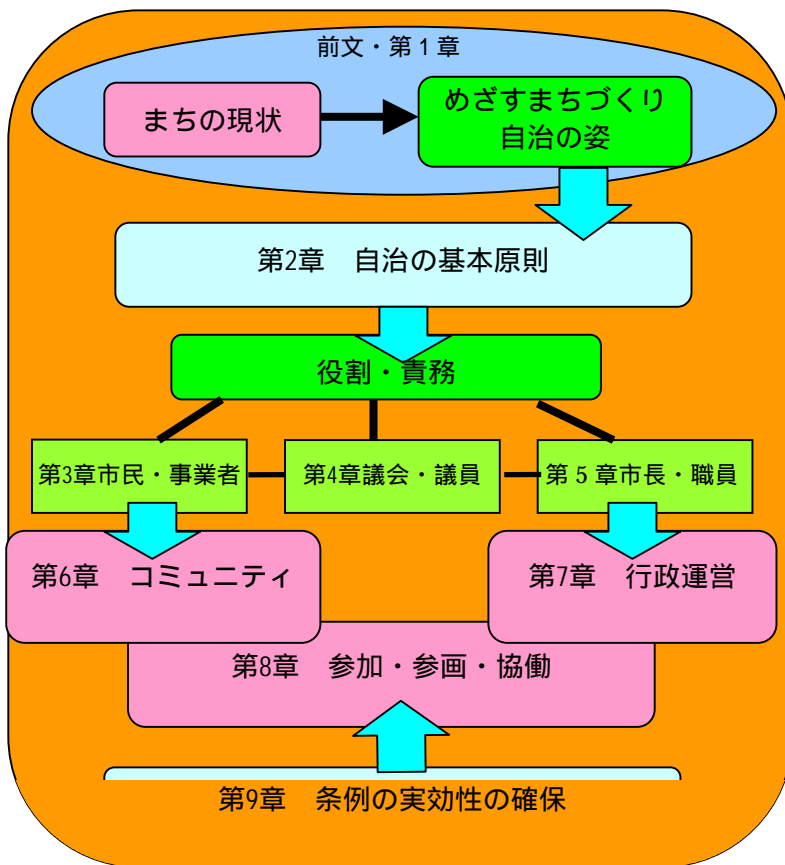
まずは、まちづくりの情報を共有しよう(第4条 情報共有の原則)

次に、身近な地域活動や市政に参加・参画しよう(第5条 参加・参画の原則)

参加・参画する中でお互いの立場を理解し、合意に向けて話し合おう(第6条 合意に向けた話し合いと説明責任の原則)

そして、まちづくりの目的を共有し、協働によるまちづくりを推進しよう(第7条 協働によるまちづくりの推進の原則)

自治基本条例最終案の構成



**第6章コミュニティ、第7章行政運営 第8章参加・参画・協働**

第6章から第8章では、第3章から第5章に記載した主体が、条例の理念・目的を実現するための行動やそのために必要な仕組み・制度を盛り込みました。

**第6章コミュニティ**

コミュニティのあるべき姿、市民相互の意見交換の場

**第7章行政運営**

行政運営の基本原則、総合計画、行政評価、財政運営、行政手続、意見、要望、苦情等への対応、人材育成、危機管理、子どもの育成

**第8章参加・参画・協働**

市民と行政との意見交換の場、政策立案過程への参画、審議会等、協働の促進、協働による事業の実施方法、住民投票

**第9章条例の実効性の確保**

第9章では、自治基本条例の実効性を確保し、条例の理念に沿った仕組みや制度の運用がなされるように、チェック機能を持った市民自治推進委員会の設置や、条例の中身を5年以内に見直すことを盛り込んでいます。